

内閣府告示第一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年一月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年一月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県並びに岐阜県恵那郡岩村町及び加茂郡富加町
- 三 構造改革特別区域の名称 スイートバレー・情場形成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜市、各務原市、大垣市、関市、美濃市、多治見市、瑞浪市及び土岐市並びに岐阜県恵那郡岩村町及び加茂郡富加町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）

、土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）、地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業（四〇四）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）

内閣府告示第二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年一月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年一月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 三 構造改革特別区域の名称 千葉県新産業創出特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 千葉市、柏市、松戸市、木更津市及び君津市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）

、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（七〇四）、国の試験研究施設の使用の容易化事業（七〇五）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（八一三及び八一五）